

一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令案の概要

背景

廃棄物の投棄による海洋汚染を防止するための「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」(96年議定書)を締結するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)が改正され、平成19年4月1日以降、一般廃棄物の海洋投入処分が禁止されることとなった。

そこで、環境省においては、現在海洋投入処分が認められている廃火薬類(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類であって、不要物であるものをいう。以下同じ。)の処理を円滑に陸上処理へ移行するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、新たに、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を制定することとした。

規定内容

1. 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可の特例について

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者について

法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)として、廃火薬類を適正に収集又は運搬する者であって、次のいずれにも該当するもの(法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。))に従い、当該廃火薬類のみの収集又は運搬(保管に限る。)を業として行う場合に限る。)を規定する。

法第7条第5項第4号イから又までのいずれにも該当しないこと。

法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6に掲げる法令の規定による不利益処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。)を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者(当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該不利益処分があった日から5年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

(2) 一般廃棄物処分業の許可を要しない者について

法第7条第6項ただし書の環境省令で定める者（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）として、廃火薬類を適正に処分する者であって、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃火薬類のみの処分（保管に限る。）を業として行う場合に限る。）を規定する。

法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

不利益処分を受け、その不利益処分があった日から5年を経過しない者に該当しないこと。

2. 施行期日等

(1) 施行日は、平成18年12月1日とする。

(2) この省令は、海洋投入処分から陸上処理への円滑な移行を目的とする暫定的な措置を講じるものであることにかんがみ、平成19年3月31日限り、その効力を失うものとする。